

知っていますか？ ハンセン病のこと 療養所のこと

沖縄県内には2カ所の療養所があります

国立療養所沖縄愛楽園
名護市

国立療養所宮古南静園
宮古島市

二度と同じ過ちを繰り返さないために何ができるのか

平成8年4月1日に「らい予防法」は廃止になりました。
治る病気とわかってからも続いた隔離政策は、長い間、入所者や社会復帰者、
その家族を苦しめ、いまだ根強い偏見と差別は解消していません。
このようなことがどうして起きたのでしょうか。
どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。



沖縄県 福祉保健部 国保・健康増進課

沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会

(那霸地方法務局・沖縄県・那霸市・沖縄県人権擁護委員連合会)

Q. ハンセン病患者はどうして差別されたか？

A. 体の一部が変形したりする外観の特徴などから、偏見や差別の対象にされました。明治後期から昭和20年代まで、患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくなる「ハンセン病絶滅政策」が行われ、隔離の際、患者の家を消毒したり、警察や軍人が携わったことから、偏見や差別が一層助長されました。

昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し（沖縄でも昭和24年から使用されました）、その後有効な治療法が確立されましたが、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで隔離政策は続けられ、国は重大な過ちをおかし続けることになってしまいました。

Q. 回復者の受けた苦しみとは？

A. 国の誤った隔離政策のもとで、療養所では退所も外出も許可されず、断種や墮胎が強要されるなどの人権侵害が行われていました。

また、患者本人だけではなく、その家族も結婚や就職を拒否されるなど周囲から厳しい差別を受け、このため県外の療養所へ入所せざるを得なかった県出身者も多数いました（※）。

「らい予防法」が廃止された現在、徐々に解消されつつあるものの、社会には未だに偏見や差別があることから、療養所の外で暮らすことに不安を感じている人や、退所しても故郷に帰ることができず、過去の病歴も明らかにせず一般社会の中で生活をしている人もいます。

療養所で亡くなった人の遺骨の多くが、今もなお古郷のお墓に入れないまま、各療養所の納骨堂に納められています。

（※）平成21年8月現在、全国8療養所に57名の県出身者が入所されています。



納骨堂

Q. ハンセン病とは どんな病気ですか？

A. ハンセン病とは、「らい菌」という細菌による感染力の弱い慢性の感染症です。主に皮膚や末梢神経がおかされる病気で、後遺症が残ることもあったため偏見や差別の対象になりました。

1873(明治6)年に「らい菌」を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。「らい菌」が発見されてから、遺伝病という偏見が全くの誤解であったことが証明されました。

そして、1943(昭和18)年に米国で「プロミン」などの優れた治療薬が開発されてからは、不治の病から治る病気となりました。

現在、私たちの日常生活のなかでは、ハンセン病に感染する可能性はありません。

また、全国のハンセン病療養所で働いていた職員で、ハンセン病になった人は1人もいません。

ハンセン病問題の歩み

差別のはじまり

中世～近代

体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。

患者の隔離政策

明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)

患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくなる「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。

治療薬の登場

昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)

有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。

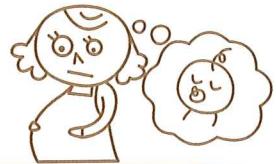
「らい予防法」廃止

平成8年(1996年)～

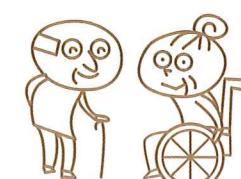
「らい予防法」(「癩予防法」を昭和28年(1953年)に改正)
患者隔離政策に終止符が打たれた。

ハンセン病歴史年表

ハンセン病問題は、その歴史的経緯を抜きにして語ることはできません。かつては「不治の病」と考えられ、長い間、患者やその家族たちは想像を絶する偏見や差別を受けてきました。私たちは、人権が尊重される社会の実現を目指し、過去の不幸な出来事を受け止め、それを次世代に伝えていく必要があります。



1873 (明治6)	ノルウェーのハンセン医師が「らい菌」を発見	遺伝説が否定され、感染症であり隔離が必要とされた
1897 (明治30)	第1回国際らい会議（ドイツ）	全患者の絶対隔離を目指す
1907 (明治40)	「癩予防二関スル件」公布	不治の病から治る病気へ
1931 (昭和6)	「癩予防法」公布 県立宮古保養院（現：国立宮古南静園）開設	断種、墮胎の合法化
1938 (昭和13)	臨時国立療養所国頭愛樂園（現：国立沖縄愛樂園）開設	患者隔離の継続、退所規定なし 入所者の反対を押し切り成立
1943 (昭和18)	米国で開発された特効薬「プロミン」の効果が発表される	化学療法で治る時代を迎えた現在、従来の患者隔離を排し、外来、在宅治療による「治療政策」に転換すべき、と決議された
1947 (昭和22)	国内で「プロミン」の使用が始まる	在宅治療制度を導入し、療養所からの治癒退院を認めた（非伝染性の患者の外来治療を認めている他は、消毒・届出・強制収容等は維持）
1948 (昭和23)	「優性保護法」にハンセン病患者が対象となる	無差別の強制隔離政策は「時代錯誤で廃止すべき」、と決議された
1953 (昭和28)	「らい予防法」公布	在宅治療制度等が沖縄振興開発特別措置法により継続実施
1958 (昭和33)	第7回国際らい会議（東京） (財)沖縄らい予防協会（現：(財)沖縄県ゆうな協会）発足	隔離政策に終止符
1960 (昭和35)	WHO（世界保健機関）がハンセン病患者の差別法撤廃と外来治療提唱	熊本地裁は、「らい予防法」に基づく隔離政策は違憲とした
1961 (昭和36)	琉球政府「ハンセン氏病予防法」制定	沖縄愛樂園315名 宮古南静園101名 合計416名（2009年現在）
1963 (昭和38)	第8回国際らい会議（リオデジャネイロ）	
1972 (昭和47)	沖縄の本土復帰	
1996 (平成8)	「らい予防法」廃止	
2001 (平成13)	ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決	
2004 (平成16)	ハンセン病元患者の「平和の礎」への刻銘始まる	
2006 (平成18)	「沖縄県ハンセン病証言集 資料編」刊行	
2007 (平成19)	「沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛樂園編」刊行 「沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編」刊行	
2009 (平成21)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	



人権が尊重される社会の実現を目指し、わたしたちが変われば、社会も変わる

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない

実名を名乗ることができない

結婚しても子どもを産むことが許されない

一生療養所から出て暮らすことができない

死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。

私たちはハンセン病の歴史から、「偏見や差別がもたらしたこと」を学ぶことができます。

偏見や差別のない、人権が尊重される社会を実現させるために、私たちにできることは何か。ひとりひとりが自ら考え、問い合わせ続けていかなければいけません。

地域に開かれた療養所を目指しています

県内には、沖縄愛楽園（名護市）と宮古南静園（宮古島市）の2つの療養所があります。平成22年4月現在、各療養所の入所者数は沖縄愛楽園が250名（平均年齢79.72歳）、宮古南静園が87名（平均年齢82.4歳）となっています。

各園では、地域住民との交流の場として、夏祭りやゲートボール大会を開催し、また、人権教育の場として入所者等による園内のガイドツアー等を行い、地域に開かれた療養所を目指して活動しています。

入所者の方々は、療養所を開放することで、ハンセン病について、人権について、わたしたちの心の中の問題として考える機会となってほしいと願っています。



時とともに地域にとけこみ、人々が癒され、 ふれあう施設としてあり続ける 療養所を訪れてみませんか？



らい予防法廃止から13年、ハンセン病国賠訴訟から8年。ハンセン病問題は解決に向けて前進していますが、患者・回復者の人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

社会に残る偏見と病気の後遺症である知覚障害・運動障害に加えて、長い療養生活による精神的後遺症と高齢化のため、入所者は社会復帰に消極的になりがちです。

私たちは、私たちの社会が苦痛を与えてきたことを社会の一員として深く心に刻み、偏見や差別の解消に努めなければなりません。

ハンセン病を正しく理解し、暖かい心をもって、自然な交流に努められるよう、心からお願いします。

■ 交通

国立療養所沖縄愛楽園

- ◆那覇市内からは、琉球バスまたは沖縄バス名護西線に乗車（約2時間20分）
- 那覇空港からは、沖縄高速バスに乗車（約1時間40分）
- いずれも名護バスターミナルで下車し、屋我地線に乗り換え「済井出バス停」で下車（約30分）し、徒歩で約10分
- ◆タクシー利用の場合、名護市内より約25分

国立療養所宮古南静園

- ◆宮古島市平良字東仲宗根八千代バス（0980-72-3001）乗り場より路線バスに乗車し、「南静園バス停」下車（約25分）
- ◆タクシー利用の場合、空港より約20分

●お問い合わせ/月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- ・国立療養所沖縄愛楽園自治会 0980-52-8115
- ・国立療養所宮古南静園入園者自治会 0980-72-5441